

審議会の役割等について

1 審議会とはどのようなものか

市長の諮問機関として調査審議するもの
輪島市自治基本条例に関する審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、輪島市自治基本条例に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の役割

本市においては、「輪島市自治基本条例」をつくろうと考えており、その前提として、最初に作成した条例案について市長が審議会に意見を求め、これに対し審議会は、その条例案について調査審議し、市長に意見を述べるもの

輪島市自治基本条例に関する審議会条例（抜粋）

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、輪島市における自治に関する基本的な事項を定める輪島市自治基本条例の制定に向けて、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 輪島市自治基本条例の骨子及び素案に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、輪島市自治基本条例の制定に向けて必要な事項に関すること。

3 条例案の作成から条例施行までの概略

